

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項について

〔後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について〕

患者さんの希望で後発医薬品のある薬を先発医薬品で処方する場合、
差額分の自己負担が発生します。

令和6年10月より、後発医薬品がある長期収載品を、患者さん自身が希望する場合、「選定療養費」として保険割合での自己負担分に加えて、後発医薬品との差額分の自己負担金が発生する制度が開始となりました。

※）長期収載品：後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のこと

※）選定療養費：患者さんの選択によって生じる保険診療以外の費用のこと

◇ 選定療養費の対象となる処方

- ・ 院外処方
- ・ 院内処方（入院患者さんは除く）

◇ 選定療養費の対象となる医薬品について

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

◇ 自己負担について

- ・ 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

◇ 対象から除外される場合

- ・ 医師が医療上の必要性で後発医薬品への変更が出来ないと判断した場合
- ・ メーカーの出荷制限などで、後発医薬品を提供することが出来ない場合
- ・ バイオ医薬品

※注1 選定療養費は、保険給付ではないため消費税がかかります。

※注2 選定療養費のお支払いは、院内処方の場合は当院、院外処方の場合は調剤薬局となります。

※注3 公費負担制度をご利用の場合も負担の対象となります。